

諜報研究会
2016年10月15日

「対米開戦時における
《宣戦》と《宣戦布告》」

東京経済大学
現代法学部 教授
久保健助

報告のポイント

- ・ 対米開戦時の「憲法学」「国際法学」「外交実務」では《宣戦》は少なくとも二つの異なる意味で用いられていた。
- ・ ここでは《宣戦布告》が《宣戦》と同義に用いられることはなかった。
- ・ かかる認識の重要性を、対米開戦時における大権行使を巡る議論を素材として検証する。

目次

- I. 《宣戦》と《宣戦布告》
- II. 「開戦」とはどういうことか。
- III. 対米開戦時、法的にはどのような
段取りが必要とされていたのか。
 - a. 憲法上
 - b. 条約上
- IV. 対米開戦手続の分析
- V. まとめ

I. 《宣戦》と《宣戦布告》

対米開戦当時の「憲法学」「国際法学」
「外交実務」における用語法

①憲法学（帝国憲法13条）…

宣戦＝開戦の意思決定＋その表示 *

* 名宛人を

国民とする説(佐々木惣一)と

国民及び相手国とする説(美濃部)

但し両者とも国民への告知が《宣戦布告》。

②国際法学 (立作太郎ほか)

宣戦＝開戦意思の対手国への通告

(国民への告知=《宣戦布告》とは異なる)

③外交実務 (昭和16年11月20日付

外務省文書「宣戦ニ関スル件」ほか)

宣戦＝開戦の意思決定＋その表示 *

* 名宛人は国民 = 《宣戦布告》

(佐々木説と一致)

《宣戦》 《宣戦布告》用語法 一覽

開戦の意思決定	A		
開戦意思の			
相手国への通告	B		
第三国への通報	C		
国民への告知	D		
	宣戦	宣戦布告	
憲法学	A + D	D	佐々木惣一
	A + D + B	D	美濃部達吉
開戦実務	A + D	D	
国際法学	B	D	

まとめると…

i) 《宣戦》は、二つの意味で用いられた。

→ 史・資料の中には **重要** 異なる意味の《宣戦》が、混在している。

【イメージ】

宣戦 宣戦 宣戦 宣戦 宣戦
宣戦 宣戦 宣戦 宣戦

ii) 一方、「**宣戦布告**」は、もっぱら
開戦意思の《**国民への告知**》の意味に用いら
れていた。

重 要

→ 宣戦 ≠ 宣戦布告
(宣戦=宣戦布告 という用例はない)

【イメージ】

宣戦 宣戦布告 宣戦 宣戦 宣戦布告
宣戦 宣戦 宣戦布告 宣戦 宣戦

以下では、上記の知見を踏まえて
次の問題を検討してみよう。

問： 対米開戦に際して、
天皇の大権は十全に (欠けるところ
なく) 行使されたと言えるか？

【参考】 帝国憲法13条

天皇ハ戦ヲ宣シ和ヲ講シ及諸般ノ条約ヲ締結ス

II. 「開戦」とはどういうことか。

「開戦」とは… 戦争を開始すること。

では「戦争」とは…

「国家間に戦時国際法が適用される状態」

(平時国際法→ 戦時国際法へ)

Hostilities の開始 開戦

(敵対行為・軍事行動)

◎戦時国際法が適用される状況が生じても、実際の戦闘が行われない場合もある（例：第一次大戦におけるドイツと中国の関係）。

◎逆に、大規模な敵対行為が長期間継続しても、戦時国際法が適用されない場合もある（例：日支事変）。

何があったら国際法上、 開戦と認められるのか？

- 相手国への開戦意思の通告
…通告の時点で戦争が開始
- 条件付開戦宣言を含む最後通牒
…通牒指定の期間経過時点で戦争が開始
- 敵対行為＋何らかの戦意表示
(国交断絶、最後通牒、国内への開戦意思の布告、
第三国への戦争意思の通告)
* 両者の後先不問。両者が揃った時点で適用開始

戦時国際法の適用は何をもたらすのか？

- ・ 平時には認められない種類の国家の行為が認められる。
- ・ 平時に結ばれた一定の条約が無効になる。
- ・ 各国は、当事国と中立国とに別れ、中立国にも一定の義務が生じる。

…等々

Ⅲ- a. 対米開戦時、
憲法上、必要とされていた段取り

帝国憲法13条 (開戦大権)

①天皇による**開戦の意思決定**

②天皇による**開戦意思の国民への告知**

確認：①+②で**憲法学上の《宣戦》**

III-b. 対米開戦時、
条約上、必要とされていた段取り
(開戦ニ関スル条約 第1条)

敵対行為 (hostility) を開始に先立つ

開戦意思の相手国への通告

- ・理由を付した
- ・「開戦宣言」又は「条件付開戦宣言を含む最後通牒」の形式
- ・明瞭かつ事前の

確認：これが国際法学上の《宣戦》

「開戦ニ関スル条約」

原文は Opening of Hostility
(敵対行為の開始) に関する条約。



その段取りを踏まなくとも、
前述の慣習国際法上の要件 (敵対行為 + α)
を満たせば、
戦時国際法の適用は開始される。

同条約発効以後、

我が国 唯一の 先例… **対独戦争**

① **開戦意思の決定**： 1914年 8月15日

内閣総員の署名した意見書（対独最後通牒（勧告））を
上奏 → 裁可

② **開戦意思の相手国への通告**： 最後通牒を駐日ドイツ
大使に手交

内容： 8月23日を回答期限とした日支周辺海域のドイツ艦船の退去・武装解除等。理由を付し、期限までに回答なければ「必要の行動を執る」ことを明記。

③ **国民への告知**： 同 8月23日、宣戦の詔書公布

——— Hostilities の開始： **封鎖等 8月23日、**
戦闘開始 9月2日

合格

IV. 対米開戦手続の検証

①開戦意思の決定： 1941年12月1日

御前会議→ 閣議→ 上奏→ 裁可

———Hostilities の開始： 12月8日午前3時20分

———「帝国政府ノ対米通牒覚書」手交：同4時20分

②国民への告知(開戦の詔書)：12月8日午前11時45分

閣議→ 御前会議→ 閣議→ 上奏→ 枢密院諮詢→

上奏(覆奏)→ 裁可

③開戦意思の対手国への通告：

少なくとも Hostilities より前には行われなかった。

**答1： 帝国憲法13条の天皇大権は、
欠けるところなく行使された**

=憲法上の《宣戦》は遺漏なく履行された。

**答2： 条約上の《宣戦》は
適切に行われなかった。**

もう一つの疑問

Q2. なぜ、条約上の宣戦は適切に行われなかったのか？



なぜ、不適切な手続が可能だったのか？

「**帝国政府ノ対米通牒覚書**」については、
従来、**手交の遅れ**のみがクローズアップさ
れてきたが、**内容的に**「開戦ニ関スル条約」
の規定を充たすものではなかった。

→ **予定通りに手交されても、
条約違反に変わりはない。**

内閣からの上奏・天皇の裁可という
厳密な手続が求められる憲法上の

《宣戦》と

必ずしもそれを要しない条約上の
《宣戦》

「対米開戦通告」は、大本営内閣連絡会議において、最終文案・発出時機の決定が、いずれも陸海軍両大臣と外務大臣に委ねられてしまった。

日独開戦の際は…

偶々(?)、二つの《宣戦》が一つの手続で行われたのであった(日露戦争時も然り)。

→ 開戦意思の決定が、すなわち最後通牒発出の意思決定であったから。

仮に、美濃部学説の如く、「対手国へ開戦意思の通告」も大権行使の一部であると考えられていれば、「覚書」の内容及び手交時機もより厳密な手続で決定された可能性が高かったのではなかろうか。

V. まとめ

異なる意味の《宣戦》の区別についての認識は、Q 2. (p. 20) についても問題を解く重要な鍵となる。

本日の報告では踏み込まなかったが、《宣戦布告》と《宣戦》の区別をも念頭に置くと、これらの用語の正確な理解の重要性は一層痛感される。

完